

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年2月まで
厚生年金保険脱退後、町役場から国民年金に加入するよう指導があり、20歳にさかのぼって加入し、昭和41年11月から44年2月まで一括して保険料を納付した。
一括納付から37年以上たって、平成19年の年金裁定請求時に厚生年金保険の脱退手当金受領済み期間と重複していたことが判明し、この重複した期間の保険料4,700円を還付するとのことだが、このような処置には納得がいかないため、一括して納付した期間を納付済期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和42年4月から44年2月までの期間については、平成19年に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、過年度納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の保険料は平成19年2月に還付決議されている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間の過年度保険料の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることも踏まえると、年金裁定請求手続の中で申立人の被保険者期間を確認する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間

の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和41年11月から42年3月までの期間は、国民年金手帳が交付された時点では、すでに時効により保険料は納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月17日から同年5月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間の一部が厚生年金保険に未加入とされているが、昭和37年8月17日にC社に入社し、その後、B社の各関連会社に転勤したが、定年退職日の平成15年2月5日まで継続して在籍していたので、被保険者期間に空白が生じることはあり得ない。当該期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社保有の退職者人事基本情報、B健康保険組合の加入記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がB社のグループ会社に継続して勤務し（昭和40年4月16日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から14年3月まで
平成10年度及び11年度の国民年金保険料を、夫婦一緒にさかのぼって納めた後、60歳になるまで保険料を毎月銀行で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成10年度及び11年度の国民年金保険料を夫婦二人分さかのぼって一括納付した後、60歳まで毎月銀行へ出向いて納めていた。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立期間より後の14年度及び15年度の保険料が過年度納付により納付された記録が確認できるとともに、16年度から18年度までの保険料は前納された記録になっているなど、申立人の主張内容と相違する点が多く見られる。

また、平成14年度及び15年度の保険料は、毎月のように分割して過年度納付された記録になっており、申立人から聴取しても、保険料の納付時期等に係る記憶は曖昧^{あいまい}と見受けられることから、申立人は、この14年度及び15年度の保険料を、申立期間の保険料と取り違えている可能性が考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 22 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所の記録では、A社B支店に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないが、正社員として勤めており、保険料も控除されていたはずなので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店に在職中、給与明細書は受け取っておらず、厚生年金保険料控除に関する具体的な記憶も無い。

また、申立ての事業所は合併及び名称変更を経て現存しているものの、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書等は残っておらず、当時の事務担当者も他界していることから、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することや当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人の記憶している当時の同僚についても、厚生年金保険に加入していたのは、そのうちの約半数であり、かつ、そのほとんどが他界していることから、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間について、社会保険庁が保有するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険の加入記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。